

一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン

会員・会費関連細則

第1条（目的）

本細則は、一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（以下、GCNJという）の会員・会費について、会員規程および会費規程に補足するために実務的な事項を中心に定める。

第2条（会員の入会申し込み）

会員の入会申し込み手続きとして以下を定める。

- (1) GCNJへの加入手続きは、GCNJの運営するWEBサイトに提示する書式を用いる。
- (2) GCNJに加入する主体は以下の要件を満たすものとし、GCNJ事務局は確認または審査を行う。
 - ① グローバル・コンパクト（以下、GCという）未署名の場合、GCNJ加入より前にGC署名承認を要とする。GCNJ事務局は当該署名希望企業、団体に以下の書類の提出を求める。
 - a 国連事務総長宛ての最高経営責任者による書簡
 - b GC署名申請書
 - ② 上場企業および自治体：反社会的勢力・団体と関係のないこと、および組織の実体を有していること。GCNJ事務局は、提出書類の基準を定め、当該加入希望企業、自治体に以下の書類の提出を求めて、加入要件を満たしているかどうかを確認する。ただし、会社法、金融証券取引法、地方自治体法等により、当然に外部・内部監査が行われているものとして、GCNJ事務局は独自審査を行わない。
 - a GCNJ代表理事宛ての最高経営責任者による宣誓書
 - b 会社案内書もしくはそれに代わる書類
 - c CSR報告書もしくはそれに代わる報告書
 - d GCNJ加入申込書
 - ③ 非上場企業および設立3年未満の企業：反社会的勢力・団体と関係のないこと、および組織の実体を有していること。GCNJ事務局は、提出書類の基準を定め、上記①に求める書類に加え、当該加入希望企業に以下の書類の提出を求めて、加入要件を満たしているかどうかを審査する。
 - a 登記事項証明書
 - b 直近の財務諸表
 - c 認証機関からの証明書またはそれに代わる書類*
書類*：ISO14001、9001、エコアクション21、ISMSなどの第三者認証、もしくは公認会計士、弁護士など第三者からの監査に関する意見等
 - ④ NGO、NPO団体：法人格を有していること、5年以上の活動実態があること、およびGCNJの役員理事もしくは正会員からの推薦があることを加入要件とする。GCNJ事務局は加入希望団体に以下の書類の提出を求めて、加入要件を満たしているかどうかを審査する。

- a 団体の案内書
- b 団体の規約
- c 過去5年間の活動実績を示す資料
- d 団体の役員名簿
- e G C N J 代表理事宛ての団体代表者による宣誓書
- f G C N J の役員理事もしくは正会員の推薦状

⑤ その他の団体(労働組合、学校法人、医療法人など):上記④に準ずる。

2.賛助会員の入会申し込み手続きとして以下を定める。

- (1) G C N J への加入手続きは正会員と同様の書式を用いる。必要書類その他手続きの詳細については、別途経営執行委員会において定める。
- (2) 会員資格の期限は当法人事業年度と同じとし、1年更新とする。

第3条 (会費の納入)

会費納入に要する銀行振り込み手数料は、会員または新規入会する主体の負担とする。

2.会費は、当法人設立初年度を除き、6月に請求する。

第5条 (本細則の改廃)

本細則の修正および廃案は、理事会において決定する。

平成26年5月15日制定 (平成26年6月4日承認)

平成27年3月20日改訂 (平成27年3月31日承認)

平成27年7月1日改訂

平成30年4月1日改訂